

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 7年 6月 25日	
青森市長 西 秀記 様	
提出者	
住 所 宮城県仙台市青葉区中央三丁目2番1号	
氏 名 日本国土開発株式会社 東北支店 支店長 要田 昌志	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 022-262-2102	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	日本国土開発株式会社 東北支店
事業場の所在地	宮城県仙台市青葉区中央三丁目2番1号
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業(総合工事業)
②事業の規模	元請完成工事高 97,700百万円(前年度実績-全国)
③従業員数	85名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	産業廃棄物の処理に関しては、全て許可を得ている収集運搬業者及び中間処理業者に委託し、契約を締結して処分を行っている。 (別紙フロー図参照)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添組織表のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	排 出 量	7.735 t	147.705 t
	(これまでに実施した取組) ・電子マニフェストの運用を原則とし、産業廃棄物の処理に関する法基準と社内ルールの順守		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	排 出 量	3.5 t	14.3 t
	(今後実施する予定の取組) ・電子委託契約の推進と適正処分の確認(追跡調査及び処分地) ・無駄な資材及び副産物の削減 ・混合廃棄物の削減		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ゼロエミッション活動に準じて分別
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ゼロエミッション活動の継続実施。混合廃棄物の削減。 ・石綿及び有害物質が発生した場合は、他の廃棄物に混入しないよう適切に防護し公衆災害を防止する。店社からの支援を行う

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別添組織表のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度(令和6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	コンクリートがら
	排 出 量	13.56 t	621.6 t
	(これまでに実施した取組) ・電子マニフェストの運用を原則とし、産業廃棄物の処理に関する法基準と社内ルールの順守		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	コンクリートがら
	排 出 量	1.13 t	11.84 t
	(今後実施する予定の取組) ・電子委託契約の推進と適正処分の確認(追跡調査及び処分地) ・無駄な資材及び副産物の削減 ・混合廃棄物の削減		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ゼロエミッション活動に準じて分別		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ゼロエミッション活動の継続実施。混合廃棄物の削減。 ・石綿及び有害物質が発生した場合は、他の廃棄物に混入しないよう適切に防護し公衆災害を防止する。店社からの支援を行う		

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添組織表のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度(令和6年度)実績】

産業廃棄物の種類

アスコンがら

排 出 量

612.72 t

t

(これまでに実施した取組)

- ・電子マニフェストの運用を原則とし、産業廃棄物の処理に関する法基準と社内ルールへの順守

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類

アスコンがら

排 出 量

2.96 t

t

(今後実施する予定の取組)

- ・電子委託契約の推進と適正処分の確認(追跡調査及び処分地)
- ・無駄な資材及び副産物の削減
- ・混合廃棄物の削減

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・ゼロエミッション活動に準じて分別

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・ゼロエミッション活動の継続実施。混合廃棄物の削減。
- ・石綿及び有害物質が発生した場合は、他の廃棄物に混入しないよう適切に防護し公衆災害を防止する。店社からの支援を行う

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(令和6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(令和6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(令和6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(令和6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず [※]
	全処理委託量	7.735 t	147.705 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	7.735 t	147.705 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
	社内産廃委託基準に従い、受入れ可能品目や処理数量等を確認し搬出前に委託契約を交わしている。		
	添付書類として産廃処理許可証・運搬許可証・登録車一覧・運搬ルート図等を添付。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	全処 理 委 託 量	3.5 t	14.3 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	3.5 t	14.3 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 優良認定処理業者への処理委託を推奨する。		
※事務処理欄			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度(令和6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	コンクリートがら
	全処理委託量	13.56 t	621.6 t
	優良認定処理業者への処理委託量	13.56 t	621.6 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 社内産廃委託基準に従い、受入れ可能品目や処理数量等を確認し搬出前に委託契約を交わしている。 添付書類として産廃処理許可証・運搬許可証・登録車一覧・運搬ルート図等を添付。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	コンクリートがら
	全処理委託量	1.13 t	11.84 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1.13 t	11.84 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 優良認定処理業者への処理委託を推奨する。		
※事務処理欄			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度(令和6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	アスコンがら	
	全処理委託量	612.72 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	612.72 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 社内産廃委託基準に従い、受入れ可能品目や処理数量等を確認し搬出前に委託契約を交わしている。 添付書類として産廃処理許可証・運搬許可証・登録車一覧・運搬ルート図等を添付。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスコンがら	
	全処理委託量	2.96 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	2.96 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 優良認定処理業者への処理委託を推奨する。		
※事務処理欄			

備考

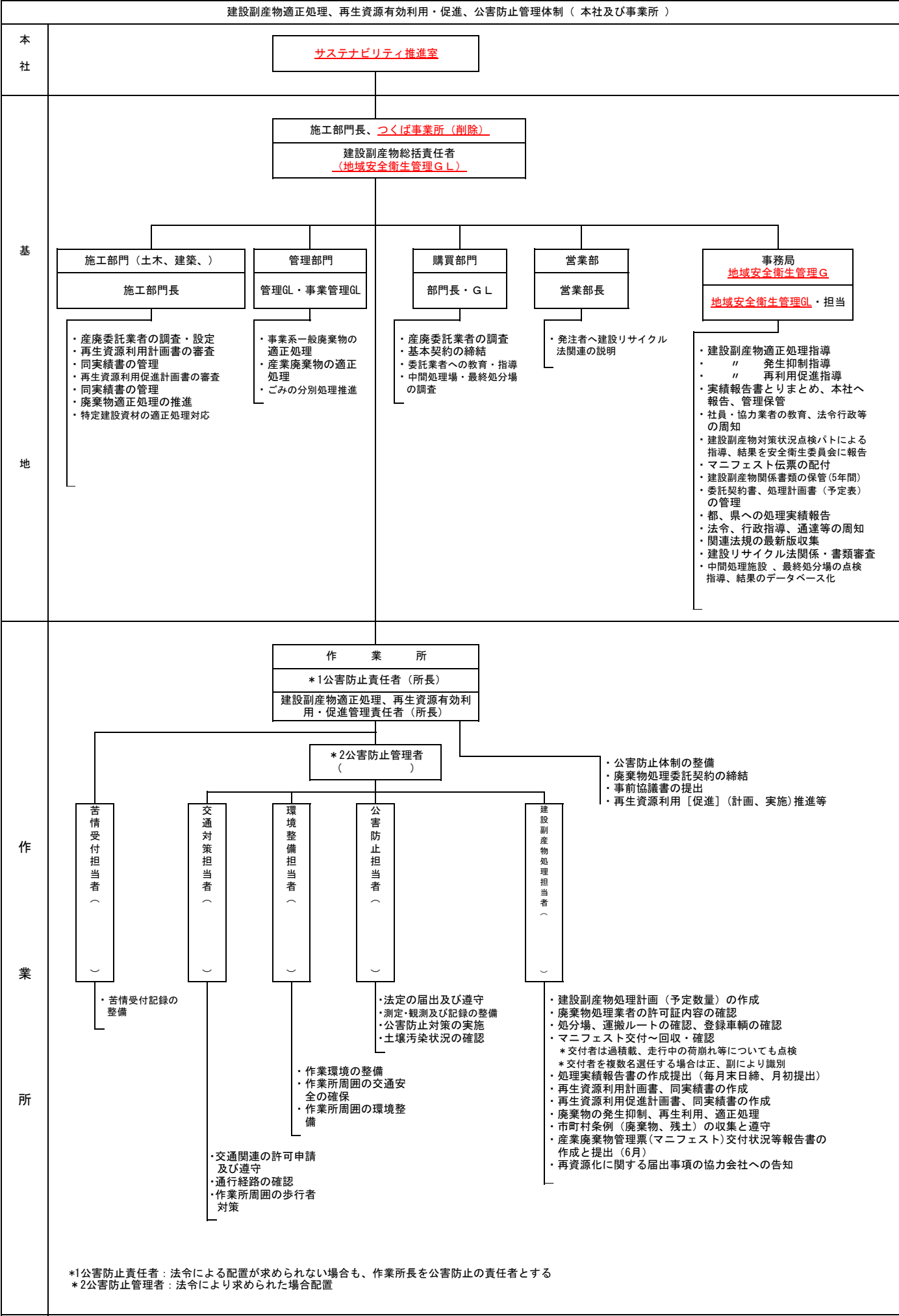
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

建設副産物管理組織表



廃棄物処理・再生フロー図

